

# 安中市空家リフォーム 事業費補助金申請のご案内



令和6年度版  
安中市

安中市役所 まちづくり部 建築住宅課 住宅政策係

安中市安中一丁目23-13（本庁舎1階）

電話 027-382-1111(代) 内線1252・1253

## 1. 補助金の概要

この補助金は、だれでも気軽に集まり交流することで、支え合う地域づくりの推進を図るため、**その交流の場として空き家を利用する場合に、リフォーム費用の一部を補助するもの**です。

## 2. 対象となる事業

下表の目的に役立てるため、空き家の利活用を行う事業です。

種類	活用の目的
地域を生き生きとさせる活動	① 高齢者の生きがいづくりの場 ② 子育て世代の家族が情報交換できる場 ③ いろいろな年代の人びとをつなげる場
楽しみながら学んだり、文化を盛んにする活動	① 見て、ふれて、体感する学びの場 ② 芸術にふれ、創造し、発表することで心を豊かにする場 ③ ことばや生活、習慣の違いを越えた心のつながりの場
安中市の魅力を伝えたり、にぎわいづくりのための活動	① 観光で訪れた人に、市の魅力を伝える場 ② 地元野菜や名産品、伝統文化の情報を広める場 ③ 滞在、体験、交流する観光を通して、ともに地域の良さを再発見する場
助け合い、安心して暮らすための活動	① 不安定な立場の子どもたちを支える場 ② 心や環境に困難を抱える人たちが、働くことを手助けする場 ③ だれかと話したい、聞いてもらいたい人の声に寄りそって耳を傾ける場
その他	だれでも自由に気軽に集まり、交流することが、よりよい地域づくりに役立つと市長が認める活動

### 重　要

上記目的で活動することを「地域交流活動」といい、次の①から⑤の条件すべてに該当する必要があります。

- ① 政治や宗教、営利を目的としていないこと
- ② 活動の内容が具体的で、地域の人びとの交流に役立つと考えられるもの
- ③ だれでも自由に参加でき、開催1回につき2時間ほど、概ね10人以上が参加し、月1回の年間10回以上、定期的に活動できること
- ④ 特定の人たちの利益にならず、公序良俗に反しないもの
- ⑤ 地域の生活環境と調和し、良好な関係を築きながら活動すること

### 3. 対象にならない事業

- ① 特定の人の日頃の成果を発揮するために行う展示、発表会、イベント、練習など
- ② 単に教養の向上を目的とした勉強会、学習会
- ③ 家元制や流派による活動
- ④ 特定の人たちの親睦や利益のために行う活動
- ⑤ 講師や協力者へのお礼が高額すぎる活動

### 4. 対象となる建築物 ・・・ ①～⑨のすべてに該当すること

- ① 市内にあること
- ② 申請日に空き家であること
- ③ 戸建て住宅（賃貸戸建て、併用住宅も含む）であること
- ④ 過去にこの制度や、ほかの制度から補助を受けていないこと
- ⑤ 国や市が所有している建築物でないこと
- ⑥ 公会堂や集会所でないこと
- ⑦ 登記がしてあること（敷地も含む）
- ⑧ 抵当権が設定されていないこと（敷地も含む）
- ⑨ 建築基準法に違反していないこと

### 5. 対象者・対象団体 ・・・ ①～⑨のすべてに該当すること

- ① 建築物所有者（二親等以内の親族を含む）もしくは、賃貸や購入する人、団体
- ② 過去にこの制度や、ほかの制度から補助を受けていないこと
- ③ 市税を完納していること
- ④ 営利目的でないこと
- ⑤ 暴力団との関係がないこと
- ⑥ リフォーム完了後、すぐに活動を始められること
- ⑦ 活動を5年以上続けられること
- ⑧ 事例として紹介されることに同意できること
- ⑨ ほかに権利者がいる場合、その同意を得られること

#### 重　要

申請できる団体は「市内活動団体」といい、①から③の条件すべてに該当する必要があります。

- ① 市内に活動の拠点があり、メンバーが5人以上、そのうち半数以上の人気が市内に住んでいる、勤務しているまたは通学していること
- ② 定款、規約、会則などの決まりに基づいて活動していること
- ③ 政治や宗教、営利を目的としていないこと

## 6. 対象となる工事

- ① 着工前の工事
- ② 市内施工業者（市内に本店を有する法人または市内に住所を有する個人）が行う工事
- ③ 期限（令和7年3月31日（月））までに完了する工事
- ④ 対象工事
  - ・空き家本体の機能回復、維持、向上のために必要な工事
  - ・地域交流活動を行うために必要な工事

### 工事例

台所、浴室、洗面所、トイレの工事	段差解消などバリアフリー化の工事
給排水、電気、ガス設備の工事	骨組みや基礎の補強工事
壁紙、床の仕上げなどの内装工事	増改築工事
屋根、外壁などの外装工事	用途変更に伴う法令上必要な工事
下水道接続、合併浄化槽工事	耐震性を確保するための工事
防災、消防設備の設置工事（火災警報器・ガス警報器など）	

## 7. 対象とならない工事例

全般	<ul style="list-style-type: none"><li>・新築工事</li><li>・地域交流活動に使用する部分以外の工事</li><li>・設計費、確認申請手数料、登録免許税など</li><li>・市外施工業者が行う工事</li></ul>
外構等	<ul style="list-style-type: none"><li>・物置、車庫、カーポートなどの改修</li><li>・造園、門扉、塀、ウッドデッキなどの改修</li><li>・植樹、剪定など植栽の管理</li></ul>
設備関係	<ul style="list-style-type: none"><li>・電話、インターネットなどの配線工事</li><li>・テレビのアンテナ設置工事</li><li>・給湯器の設置工事</li><li>・太陽光発電、太陽光利用設備の設置工事</li><li>・雨水浸透ます、雨水タンク設備の設置工事</li></ul>
電気機器など	<ul style="list-style-type: none"><li>・家電製品の購入・設置（エアコン、照明器具など）</li><li>・家具、調度品の購入・設置</li><li>・カーテン、ブラインドの購入・設置</li><li>・ガスコンロ、IH（電磁）調理器のみの設置、入替</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・家財の処分にかかる費用</li><li>・シロアリ駆除、その他防虫や消毒などの薬剤散布</li><li>・ハウスクリーニング、配管の清掃</li><li>・網戸の設置、張替え</li></ul>

## 8. 補助金額

- ① 補助率 補助対象工事にかかった費用の2分の1（消費税相当額を含む。）
- ② 限度額 150万円
- ③ その他 千円未満は切り捨て

## 9. 申請方法

建築住宅課の窓口に、下記の書類を提出してください。

- ① 交付申請書（様式第1号）
- ② 土地・建物登記事項証明書（申請日より3ヶ月以内に発行されたもの）
- ③ 空き家となった経緯報告書（様式第2号）
- ④ 誓約書（様式第3号）
- ⑤ 同意書（様式第4号）（該当する場合のみ）
- ⑥ 市税に未納がないことの証明書
- ⑦ 空き家の付近見取図（様式第5号）
- ⑧ 工事見積書
- ⑨ 着工前の現場写真（様式第6号）
- ⑩ 建築確認済証の写し（建築確認が必要な建築行為の場合）
- ⑪ 事業計画書（様式第7号）
- ⑫ 運営計画書（様式第8号）
- ⑬ 賃貸借契約書、もしくは売買契約書の写し（該当する場合のみ）
- ⑭ 団体概要書（様式第9号）（団体が申請する場合）
- ⑮ 委任状（様式第10号）（該当する場合のみ）



## 10. 申請受付期間

令和6年4月1日（月）から10月31日（木）まで

※ 令和6年9月30日（月）までに事前相談が必要です。

※ 予算の範囲内で実施し、予算に達した場合には受付を終了します。

## 11. 補助事業の変更・中止

やむを得ず変更・中止する場合には、届出と市の承認が必要です。

- ① 変更（中止）申請書（様式第12号）
- ② 変更内容の分かる見積書

注意 ※1 工事の追加や内容変更、減工事は届出が必要です。

※2 補助対象の工事費が増額になっても、補助金の増額は認めません。

※3 補助対象工事費の減額、増額どちらでも届出は必須です。

## 1 2. 実績報告の提出

工事完了後、提出期限（**令和7年4月10日（木）**）までに下記書類を提出してください。

- ① 完了実績報告書（様式第14号）
- ② 領収書の写しまたはこれに代わるもの
- ③ 工事請負契約書の写し
- ④ 補助事業に係る費用の内訳が確認できる書類
- ⑤ 完了後の現場写真（様式第15号）

## 1 3. 補助金の確定・交付

実績報告書の提出後、これを審査し、「補助金額確定通知書」をお送りします。通知書が届きましたら、「補助金請求書」を提出してください。請求書に不備がなければ、おおよそ30日後の振込です。ただし、振込口座は申請者ご本人の口座に限ります。

## 1 4. 補助金の取消・返還

下記に該当する場合、取消しや返還を求めることがあります。

- ① 嘘や不正な手段で、補助金を受けたとき
- ② リフォーム工事完了後、5年以内に補助金の目的以外に使ったとき
- ③ リフォーム工事完了後、5年以内に壊したり、大きく改修したとき
- ④ 市長の許可を得ずに、工事の内容を変更・中止したとき

## 1 5. 地域交流活動の実績報告

リフォーム工事が完了した翌年度から5年度間は、「地域交流活動実績報告書（様式第19号）」を提出してください。提出期限は、年度終了後1月以内となります。

## 1 6. 注意点

- ① 補助金の交付の審査に必要な場合、現地調査を行います。
- ② **補助金の交付決定通知を受けるまで、工事は着工しないでください。** 決定前に着工した場合、補助金の交付はできません。
- ③ 昭和56年5月31日以前に着工された空き家を活用する場合、耐震改修をするなど、耐震性を確保するよう努めてください。
- ④ 補助金の交付は、**同一の空き家1軒につき1回、同一の申請者につき1回限り**です。
- ⑤ 提出書類はお返ししませんので、必要な場合はコピーをとってください。
- ⑥ 市では、市内施工業者の紹介やあっせんは行いません。
- ⑦ 市では、リフォームにかかるトラブルについて一切関与しません。

# 補助金申請の流れ

